

役員等報酬規程

(理事長の役員報酬)

第1条 理事長の役員報酬は、法人会計より職務の報酬を支払うことができる。

- 2 理事長の勤務は1日4時間を5,000円の報酬とし、週4日の実働で月額8万円とする。
- 3 但し、理事長と施設長を兼務した場合は、理事長報酬は支払うことができないものとする。

(役員)

第2条 役員とは、次のものをいう。

- (1) 理事長
- (2) 業務執行理事
- (3) 理事
- (4) 監事

(餞別)

第3条 役員および評議員の餞別は、在籍2年以上で2万円とし、退任される際、法人会計より支払うことができる。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。
- 3 第2条に該当する役員で法人の職員を兼ねる場合は、この規定を適用しない。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(法人役員等の報酬総額)

第6条 法人役員等の報酬総額は評議員会で決定し、次の「報酬総額」を超えない範囲で支給することができる。

| 名 称 | 報 酬 総 額 (年額) |
|--------|--------------|
| 理事長 | 1 0 0 万円以内 |
| 業務執行理事 | 1 0 0 0 万円以内 |
| 理事・監事 | 2 5 万円以内 |
| 合 計 | 1 1 2 5 万円以内 |

別表1 理事会及び評議員会出席報酬等（日額）

| 名 称 | 報 酬 額 |
|--------|---------|
| 理 事 | 5,000 円 |
| 業務執行理事 | 5,000 円 |
| 監 事 | 5,000 円 |
| 評議員 | 5,000 円 |

※ただし、ここに定める報酬額は源泉徴収税額控除前の額とする。

附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より改正する。

この規程は、平成 29 年 6 月 10 日より改正する。

この規程は、平成 29 年 9 月 16 日より改正する。

この規程は、平成 30 年 10 月 25 日より改正する。